



官位訓

一

73  
3104  
1

9





門保  
號 9.104  
卷 1

益軒貝原先生著

# 官位訓

外傳

## 官位訓卷之一目錄



一 神相應地事

一 親王の御事

三 内親王の御事

四 入道之事

并梅小路中納言長方（長方）支那（支那）定

附 平清盛（平清盛）荷擔（荷擔）の事

并清和天皇（清和天皇）の皇子（皇子）貞真（貞真）一歳

あゝ宣下（宣下）の事

并持統天皇（持統天皇）より以前（以前）の例

附 有る（有る）事

并法親王入道（法親王入道）親王（親王）乃（乃）次（次）才

附 法真院（法真院）攝政（攝政）兼（兼）家（家）系（系）出（出）家（家）の

次 多田（多田）後（後）仲（仲）と新（新）登（登）意（意）と（と）り（り）の（の）事





五 御所の御事

并 中納言の職 附 源氏物語の御事  
次 大納言 信女 藤子 此御事

六 五接家の御事

并 六条接及基実公御年十六之

七 清和の御事

并 大友里子之御事 大友小次郎之御事  
附 醍醐殿廣徳及乃御事

八 河原殿の御事

并 堀河大長頼宗公此御事

九 皇太后の御事

并 源氏物語の御事

十 土御門の御事

并 日下藤子之御事

十一 公達此御事

并 令乃御事

十二 公卿の御事

并 前官大納言 散位之御事

十三 諸大夫此御事

并 伊勢親王 附 南家 武家 菅原 藤原 氏家

十四 西面の御事

并 西面の侍此御事

十五 侍乃御事

并 弘安礼節の御事

十六 僧中官位の御事

并 官法橋此御事

十七 祿号此御事

并 九条右大臣 御事



附五條三位後成河子丸と号なり奉

并豊後守吉公トヨトミヒサヨシ附トヨトミ神岡の沙汰

十六 大岡タイコウ代ト更

十九 追清オウセイ殿ノ八藤ヤスカタのノ并ト追印オウインをノ沙ノ汰

官位訓卷之一

一 四神相應地事

四神の事とありく心ゆきさぬくよりのあつ人を。今乃帝紀ライ人王五十七代植良天皇シムム延暦年中エニリヤクに遷ウツる。此の事と平安城と名づく。此京四神おまゐり地なり。さて四神とのよる。なま蛇ナマノビ赤白虎アカシロコ朱雀シユキソウ後云ゴニム是地内裏ウチウラを南ミナミ向ムカヒなり。南ミナミへムカヒくムカヒては回島マエジマなり。これを赤朱雀アカソウソウといふ。後云ゴニム是地のうらふまゝといふ。此の地は。是王城のうらなり。なま蛇ナマノビとのよる内裏ウチウラのわらふまゝなり。此河をカモ鴨河カモガハと云ふ。此河を鴨河カモガハと云ふ。



虎とのふらふら城乃木此くふるあつを云すまづら今の  
 千本通りなり。是は昔より乃道に一て七なる内此一り  
 かり此宮多自然と傳りさう地を回非ね意の地との  
 ぼくふ日本をぬり傳地なり。されば此京は内裏とら  
 さればけつらつちらのまをふが。人主八十一代乃比平  
 相國清盛雅元よまうせさく兵庫の福原へ都をうつ  
 されらるにさゆぐあや〜さうありね。あつよたあま  
 清盛は此京乃とさすこれらうのまゆら京やま  
 ころんけ福原の形勢やま〜んと思らまもあふよ  
 なるく清盛乃遷されらる福原乃京をあり〜とら

定めかて遠慮のつらゆお海の中泊を長方御ひらきみ  
 出くふ福原の京もさう〜かづら〜火の京を移さ  
 せりとのゆひさうふさ〜して清盛がとうゆ〜かて  
 今の平安城よ皇居なり〜ありねを後長方のお討を  
 徳卿の乃ゆひさうもね〜あや〜さうゆれ自然と福原  
 の後ゆきさ〜さう〜と清盛乃ゆれ〜とひてら  
 されば福原の形勢とより〜かづら〜はのゆひさうを清  
 盛のゆまたゆひさうゆら雅元よあゆゆ〜んとあこ  
 ら〜あ〜とあや〜ゆり〜はま〜と異條なく〜と  
 ちふ〜ら〜りゆあ〜と長方の曰ゆ清盛のゆま

中世史



入海をせうにせしめられたるがうらやまにわらひ  
こゆと和漢の人をもあはれとせしめしめられたる  
よはや思ひあはれとせしめしめられたるのむね  
わらひ後よはは換へしめしめしめられたるは  
といひ合せしめしめしめしめしめしめしめしめ  
しめしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
わらひしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
まの仇討とせしめしめしめしめしめしめしめしめ  
あはれしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
帰してしめしめしめしめしめしめしめしめしめ

て長方の人よ官位と起しし人なりし時法をいひ御  
の爲擔しし長方の人なりし人なりし人なりし人  
とすめしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
れ定めしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
がわはしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
**(二) 親王乃御事**  
天子の御子とせしめしめしめしめしめしめしめ  
あはれしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
ましめしめしめしめしめしめしめしめしめしめ  
わらひ親王と稱しし人なりし人なりし人なりし人



年々心紀より下めく親王の號あり其後相續て以稱  
ある竹園くつとを親王の御事なり。帝の御兄弟御伯  
父の叔父よりを宣下の後を親王と稱しその事なり  
御老練として御免なりと只文とすのみを。御皇孫  
みくも親王宣下と蒙りて終ふ例も五十六代徳和天皇  
貞觀十八年十一月廿五日乙未皇子貞真一歳を親王  
宣下あり。此皇孫を同くを親王と稱し終ふ例も  
治承ふくれよりして叙品の時に曰ふに叙するは是と有  
品親王と稱し終ふより一品の御事なり

三 内親王の御事

是を帝乃御しとめとす。是も内親王と稱し  
なりと思ふ。ふはわくは。帝の御姉妹を女御と  
の親王宣下と蒙りて終ふと内親王と稱し終ふは  
終ふは。この御事。女一。女二。女三。女四。女五。  
とあり。内親王宣下の例と持統天皇より以前は。御  
や見し。御事。後醍醐天皇の御事。御事。御事。御事。  
終ふ。一品水宮内親王。二品水宮内親王。三品水宮内親王。  
曰ふ。長谷部内親王。を御事。を御事。を御事。

四 入道乃御事

世俗より己を入道とす。御事。御事。御事。御事。







と別よわたりて曰文といふ相御息所よりなる。東宮  
の御妻と東宮のいまふ。帝位も昇給りておとす  
時之臣納言のむとありて。化よあはる紙袖ト  
まのりて。以息所より次なり。保氏物語の六条の所  
息所も桐壺の御中なる御才東宮の御方給ふ  
時の妻かやうのまぎひなり。その外大納言左近  
将監のむすえ茂子。後三条院の東宮より。以給ふ  
時所息所とかり。皇子貞仁と設て給ふ。是又六  
十代醍醐帝の時大納言定國をむす。御方給ふ  
と女御も位よそ給り給ひて大納言の御息所と

號一なる是より天子のいまご帝位よつと給ふ。是乃  
御侍より内寵をありてゆかりと。しほてはぬ。

六 五攝家の御事

以ふ早賦かんとおとす。近衛の宰相  
や戸すへおとす。以清まゝ死す。相表目大の御  
乃御末大織冠藤原公乃御嫡流もく。近衛及九條  
二条及一条及。右大臣。是又家門も。次攝政  
白河公。乃御家おとす。ゆへ。攝政家とす。是  
て攝家と稱し。乃御元服の時正五位下。二  
給ふ。或は正四位下。是階一も。中少將。二







キ量わつるや。又道家云内儀りふ末子乃実徳と  
以く嫡流もつるべし乃有御遺命も多記疎疎物ふ  
と多く。び殿よりつる坊終ふ故出末子ねがう一系  
の御家の三家乃ら此御熱領のやうよ世の御人  
もよし。さふとわくど内末子なり。それなり代は  
御家よ。方人受任おひく出せ終ひまるところ。御  
きたも大風の御眼かいつらどく思ひまると古  
書お終り近奉兼良もして。右今右巻の御  
方智をりしつひ終りもは一系なる御家なり。  
叔父司及の元祖也。近清及の祖。其実云三代の

後徳徳実白家実公乃御子終念院園白兼平とこ  
右五家つゆく交々橋実を執終ひと君と補佐  
なりト氏と先ぐま終ひ

⑦ 清華老の御事

又橋家七清華やおぼへる者わりのふも。性音ハ  
久我殿。轉法輪三系殿。西園寺殿。徳壽殿。花山院殿  
大炊御門殿。今出川殿是七家よ。おまへ御  
近世醍醐殿廣徳殿藤原乃二家奥り清華と  
終ひなり。九家各御重祓の御時侍候よ。ち  
せ終ひ或は從四位下めく内元服二三位也叙



終つては次おと兼治も多分。清華の所とて色  
宰相より兼治のすく中納言よりありあひ。表近衛を  
大納言と兼治のひく大納言も兼治のまゝ所黒墨す  
くまゝあり。大政大臣も兼治のまゝ所九代天  
智天皇十年正月五日始く大友皇子とりのく。大  
政大臣も兼治のまゝ一人と降と罷りて四海  
と儀形。終つて兼治のまゝ所別家なり。よ  
つて別家の官よりあり。兼治の所家業に  
かまはり。つて大政大臣も兼治のまゝ所別家  
と一系ありあり。廣懐も兼治のまゝ所源氏あり

忠幸公と名と人五十七代正親町院の御末なり

八 所 置 殿 乃 奉

所置殿といふをわくをわくさぬくをぬくをぬく  
りし人あり。是ハ清寧殿乃小貞觀殿乃らら小は  
敷ありとてこの。帝乃所置殿を裁治とてあり。  
は所とけくさく女官と所置殿といふ大長納言の  
むとめとあり。さら分堀川大長頼宗云乃のむと  
め人五十七代後冷泉院乃所置殿といふあり  
まゝたがひあり

九 官 名 考 本

一

〇



宣旨とて成只一向よおほるる人あり。勿論帝の  
後世成も宣旨とてりともり又世のよ宣旨とて  
り次ハ院中あく難は取次トリツギの女官乃りり。源氏  
物語よめ名乃り非君乃乳母乃母故院ハ宣旨不  
補はとてりぬらひあり

⑩ 上臈乃事

上臈とては女の中やとてりおほるる人あり。日下臈  
子人ありとてりおほるる人あり。上臈と  
りすハ親王大臣かとてり下臈とてり  
と下臈を友乃人といつてわくと上臈中臈

下臈いづとて其友位淺深の相違あり。日下臈  
や下臈ハ子細何事とてり歌書よ止事といつて  
てりいづと上臈乃事

⑪ 公達乃事

癸事乃とて公達乃事人ありいづとて所重秘とて  
公達といふとてり公達といふとてり公達といふと  
たり。三公といふハ大政大臣。右大臣。左大臣とてり  
三台乃星よ象て三公と稱すありとてり大政大臣ハ  
則然の官なれど。たかの大長ハ内大臣とてり。三  
公とてり。内大臣ハ令外乃官といふ三公達乃事







三 諸大夫の事

徳大寺の地下の人びらと云ふところと云ふところと云ふところ  
ありて後多し名家のころありて徳大寺家と云ふところ  
ありてあり其外源氏代々の所方々南家式家  
官家江家此儒門並ふ不政官の外醫家  
浮揚れ糸玉等皆徳大寺の列ありて旧記より云  
ふあり

四 水面の事

公以愚育乃老れ着化と云ふところと云ふところと云ふところ  
乃水面の事と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ

ありて中よ水面の事と云ふところと云ふところと云ふところ  
と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ  
院乃御付と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ  
ありて西面八十二代後鳥羽院乃御付と云ふところと云ふところ  
ありて迎世と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ  
守護と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ

五 侍の事

世ふ武家乃御堂と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ  
ありて侍と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ  
ありて院乃勅定弘安礼節と云ふところと云ふところと云ふところ  
ありて五位六位と云ふところと云ふところと云ふところと云ふところ



小面推して侍と稱すりやうと云れども五位六位も  
推してあれどもかりけりやうと云れども其の本  
乃武者不仕不並に親王大臣家小重代格勅  
此輩諸司乃友人等皆侍の列に或ハ諸乃列  
一藝と稱して官位より昇進する人として又位侍と  
稱して分事通稱と見ゆべし

⑤ 當中友位乃半

法橋は官小好り法眼の官小すしむと云れども  
あやふらむ。僧正僧都律師をくつと云ふ官され  
法橋法眼法下ハ皆位にされし法印權大僧都

某といふ時官位と合さるるを

⑥ 稱号乃半

稱号を氏かゝるのやまおぼへたる人等一と云  
あらず一代の稱号あり又おぼへたる稱号ありあつた  
ゆゑに九条太大臣師輔云同大相位通云云とい  
今九条教乃所先祖よあらずそれよりおぼへたる  
号あり九条師輔云用院家元祖云今此所  
教徳大寺教菊亭教云介教云乃所家の内之祖  
なり。今乃九条教ハ兼實云よりおぼへたる九条教と稱す  
号あり既ハ後代也。定家云よりおぼへたる八洲子と稱す







南傳

原乃良談めく遊湯教より出つるうしやくとま  
流傳よまらばこりぬとありはくぬ

外傳

官立訓之卷終

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

57



